

下記の説明に従い、各自、次の2点について確認をお願いいたします。

- 1 総務事務システムの福利厚生（教育）画面の「共済家族情報照会」の確認
- 2 被扶養者の資格確認のための書類の提出

1 総務事務システムの福利厚生(教育)画面の「共済家族情報照会」の確認

総務事務システムの福利厚生（教育）画面の「共済家族情報照会」に表示される組合員及び被扶養者情報に、誤りがないか確認してください。漢字によっては、正しく表示されていない場合がありますが、資格情報のお知らせ等に記載されている漢字が正しく表示されていれば、「共済家族情報」の修正は不要です。

【共済家族情報照会の表示方法】

総務事務システムを開き、「①福利厚生（教育）」、「②資格得喪」、「③共済家族情報照会」の順にクリックします。



【共済家族情報照会確認時の留意点】

- ・以下の項目については共済システム上の最新情報が反映されておられません。
現在改修を行っており、令和8年度中の完了を予定しております。
組合員情報：「(共) 資格取得」、「(共) 資格喪失」、「(互) 資格取得」、「(互) 資格喪失」、「住所」、「基礎年金番号」、
被扶養者情報：「続柄」、「同別」、「認定年月日」、「取消年月日」、「基礎年金番号」

・組合員及び被扶養者情報について

総務事務システム対象外の所属所（小中学校等）から異動された場合等に、「該当する共済家族情報はありません」と表示される場合や、被扶養者の資格喪失がないにもかかわらず表示されないことがあります。システムの改修完了後は正しく表示されます。医療機関でマイナ保険証が使用できない等の不具合がなければ対応は不要です。

ただし、システム改修前に、福利厚生（教育）メニューで各申請をする場合、共済家族情報が反映されないことで入力できない場合があります。このときは福利課で修正を行いますので、福利課資格管理担当に連絡してください。

・住所について

令和7年1月以降の住所変更については、共済家族情報に反映されておられません。システム改修後に正しく表示される予定です。

共済家族情報の住所が最新のものでなくても、総務事務システムの住所変更手続が完了していれば問題ありません。

・資格取得日について

組合員種別や組合員番号の変更日が資格取得日と表示されますが、この場合、訂正や連絡は不要です。

資格取得日の表示が、共済組合に加入した日（任用開始日等）、組合員種別変更日、組合員番号変更日以外の日付となっている場合は訂正が必要となる可能性がありますので、福利課資格管理担当に連絡してください。

・マイナ保険証利用について

連携していない項目です。そのため、マイナ保険証を利用する・利用しないに関わらず一律「-」表示となっております。

・「扶養手当」について

連携していない項目です。新総務事務システムで申請を行った被扶養者については申請情報が表示されます。

また、旧総務事務システムで申請を行った被扶養者については一律空欄が表示されます。

現在の扶養手当の有無は、大分類メニュー「給与」→中分類メニュー「手当」→小分類メニュー「扶養手当」内の申請案件一覧からご確認ください。

2 被扶養者の資格確認のための書類の提出

(1) 確認書類

資料2「[検認提出書類一覧表](#)」の区分に基づき、必要書類をご用意ください。提出するすべての証明書等はコピーでも構いません（住民票、所得証明書）。

(2) 検認の対象者及び対象期間

ア 対象者 組合員及び被扶養者（令和8年6月1日現在資格を有する者）

イ 対象期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日まで
令和8年4月以降に認定された被扶養者も対象です。
令和8年6月1日までに認定された被扶養者で、新規認定時に上記対象期間に係る所得証明書の提出がない場合は、検認の対象となります。

(3) 提出方法・期限

公立学校共済組合への提出期限は、**令和8年9月4日（金）**です。この期日に間に合うように所属所ごとに定めた期限がありますので、事務担当者を確認の上、その期限までに提出してください。

(4) その他の注意事項

ア 別居扶養における送金の事実が確認できる書類について

別居している被扶養者への送金の事実が確認できる書類は原則として、預金通帳の写し、現金書留の控え等とします。手渡ししている場合など、申立書での認定は一切認められません。(送金者、受取人、送金日、送金額がわかるものとしてください。)

イ 扶養手当上の扶養親族として認定されている被扶養者(普通認定)について

総務事務センターが行う扶養手当の事後確認が終了している場合は、収入に関する証明書の提出は不要です。

また、扶養手当の事後確認の結果、扶養手当の認定を取り消すことになった場合は、総務事務システムにより速やかに所定の手続きを行ってください。

【 総務事務システム ≫ 電子決裁 ≫ 認定検索 】から扶養手当認定状況をご確認ください。

SMART SHOMU マニュアル ヘルプ FAQ その他 教育総務部 福利課 資格管理担当 (その他) 福利課 資格管理

認定検索

検索条件 ※検索条件領域を非表示とする場合は左の「検索条件」タイトルを押して

申請者	福利課 資格管理2	職員選択	所属	
代行者		職員選択	申請番号	
申請手続	給与	扶養手当		
申請日	令和6年06月01日	～	令和7年06月21日	
発生日				
最終決裁日				

条件初期化 検索

認定検索一覧 ※認定検索一覧をCSVファイルとして出力する場合は「ファイル出力」ボタンを押してください。

① 申請手続欄
「給与」、「扶養手当」を選択

② 申請日
「令和6年12月1日～検索日」を入力する

③ 「検索」クリック

SMART SHOMU マニュアル ヘルプ FAQ その他 教育総務部 福利課 資格管理担当 (その他) 福利課 資格管理

認定検索

検索条件 ※検索条件を変更する場合は左の「検索条件」タイトルを押してください。

認定検索一覧 (全1件) 1～1件目を表示しています。
※認定検索一覧をCSVファイルとして出力する場合は「ファイル出力」ボタンを押してください。

法数期限	本	種別	申請者	申請番号	申請手続名
	本	有効通常	教育総務部 福利課		扶養手当

ファイル出力

<<戻る 選択>>

④ 「選択」をクリック
詳細が表示されるので、
扶養手当認定状況を確認
してください。

ウ 扶養手当上の扶養親族として認定されていない被扶養者(特別認定)について

[資料2](#) (P10～17)の確認書類を提出してください。

エ 令和8年度中に65歳を迎える被扶養者がいる方

[資料4](#) (P19)を参考に、収入の確認をお願いします。確認の結果、認定限度額を超過しており、被扶養者を取り消すことになった場合は、総務事務システムにより速やかに所定の手続きを行ってください。

(問い合わせ先)

資格管理担当宛てお問い合わせフォーム

<https://req.qubo.jp/go-jo-saitama/form/shikakukanri>